

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年9月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900079 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900015 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 52 年 3 月 20 日、喪失年月日を同年 8 月 31 日とし、同年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 6 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 52 年 3 月 20 日から同年 8 月 31 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A 社の採用試験を受け、高校卒業後すぐに就職しました。A 社には昭和 52 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで勤務し厚生年金に加入していたが、厚生年金保険の記録がありません。

当時の関連する書類はありませんが、調査の上、上記期間の記録の訂正をお願いいたします。

第 3 判断の理由

1 請求者の A 社に係る雇用保険被保険者資格取得年月日は昭和 52 年 3 月 1 日、離職年月日は同年 8 月 31 日と記録されていることについて、事業主は、請求者は正社員であり、勤務期間は昭和 52 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日までと回答している。

一方、企業年金連合会から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳には、加入員資格取得年月日は昭和 52 年 3 月 20 日、資格喪失年月日は同年 8 月 31 日と記載されているところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿で確認できる、請求者と同日で A 社に係る厚生年金保険の資格を取得した 6 名の厚生年金基金資格取得年月日も同年同月 20 日と記録されている。

また、請求者の A 社における厚生年金保険の被保険者記録 (*) は、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票でも確認できないところ、日本年金機構は、請求者に係る当該被保険者原票が確認できない理由を示す紙台帳及び届書等の資料がないため不明である旨回答しており、日本年金機構における記録管理の不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 52 年 3 月 20 日、資格喪失年月日は同年 8 月 31 日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の請求者の A 社に係る厚生年金基金加入員台帳から、6 万 8,000 円とすることが必要である。

2 請求者の雇用保険記録によると、昭和 52 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間について

A社に係る雇用保険被保険者記録が確認できるものの、請求期間のうち同年3月1日から同年同月20日までの期間については、同社は請求者に係る資料は厚生年金基金加入員証のみであると回答しており、同加入員証の資格取得年月日が昭和52年3月20日と記載されている上、同日で厚生年金基金を資格取得している同僚6名の厚生年金保険被保険者資格取得年月日も同日で記録されている。

また、請求期間のうち、昭和52年8月31日から同年9月1日までの期間については、請求者の勤務状況についてA社の現在の事業主は、当時を知る者がいないため不明であると回答しており、当該期間における勤務状況を確認できる出勤簿等の資料は確認できない上、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、請求者が同社において勤務していたことを記憶していたとした複数名は、請求者の退職日については記憶していないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和52年3月1日から同年同月20日まで及び同年8月31日から同年9月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900078 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900018 号

第 1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 1 月に結婚したが、当時は国民年金に未加入であったため、同年 3 月頃に A 町（現在は B 市）役場で国民年金の加入手続を行った。

当初は昭和 58 年 4 月より加入する予定だったが、2 年間分の国民年金保険料を一括して納付することで昭和 56 年 4 月 1 日からの加入ができるとの説明を受け、妻が資金を銀行で引き出し、私か妻が郵便局か役場の窓口で納付した。年金手帳にも昭和 56 年 4 月 1 日加入と明記されている。

請求期間を国民年金の保険料納付期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は昭和 58 年 3 月に、請求者の妻は自身の退職前に夫の国民年金の加入手続をしたと陳述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号（*）は、昭和 58 年 9 月 30 日に配偶者の国民年金の記号番号（*）と連番で払い出されたことが確認でき、当該払出時点において、請求期間のうち、昭和 56 年 6 月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、それ以前に、請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

また、B 市、C 銀行、D 銀行及び E 税務署に対し、請求期間に係る国民年金保険料の領収書等の納付に関する資料、預金取引明細、確定申告書を求めたが、資料等は得られなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。